

会 議 録

会議の名称	令和5年度第4回朝霞市廃棄物減量等推進審議会
開催日時	午前10時00分から 令和6年1月19日（金） 午前11時15分まで
開催場所	朝霞市リサイクルプラザ 3階 リサイクル活動室
出席者及び欠席者の職・氏名	（審議会委員 8人） 松波委員、永吉委員、石原委員、河井委員、遠藤委員、山内委員、大村委員、原委員 （事務局 7人） 大瀧資源リサイクル課長、木田資源リサイクル課主幹兼課長補佐、木内資源リサイクル課長補佐兼資源リサイクル係長、西田資源リサイクル課施設管理係長、早川リサイクルプラザ所長、新川資源リサイクル係主査、朝霞和光資源循環組合 飯泉施設課長補佐 （委託コンサルタント：国際航業株式会社 2人） 坂井氏、高橋氏
議題	議題 （1）市民説明会及びパブリックコメント結果報告について （2）ごみ処理基本計画の最終案について （3）令和6年度朝霞市一般廃棄物処理実施計画（案）について （4）ごみ処理広域化の進捗状況について （5）災害廃棄物処理計画について （6）その他
会議資料	○次第 ○資料1 市民説明会及びパブリック・コメントの結果報告 ○資料2 市民説明会及びパブリック・コメントの意見と対応 ○資料3 第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画（最終案） ○資料4 第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画・概要版（最終案） ○資料5 令和6年度（2024年度）朝霞市一般廃棄物処理実施計画（案） ○資料6 ごみ広域処理施設整備事業と今後の予定について ○資料7 朝霞市災害廃棄物処理計画（案）
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録
	<input type="checkbox"/> 要点記録
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）
	電磁的記録から文書に書き起こ <input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去

	した場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後  か月
	会議録の確認方法  会長による確認	
傍聴者の数	傍聴人  0人	
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

○木田資源リサイクル課主幹兼課長補佐

皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、令和5年度第4回朝霞市廃棄物減量等推進審議会を始めさせていただきます。

私は、朝霞市資源リサイクル課の木田と申します。本日の進行を務めさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、本審議会の開催に当たり、『市政の情報提供及び審議会等の会議開催・公開に関する指針』に基づき本審議会を公開とし、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

～委員から異議なし～

○木田資源リサイクル課主幹兼課長補佐

それでは、係員は傍聴者の確認をお願いします。

○新川資源リサイクル係主査

傍聴者はいらっしゃいません。

○木田資源リサイクル課主幹兼課長補佐

傍聴人はいないとのことですが、会議途中で傍聴希望者がいらっしゃった場合は、随時お入りいただけますのでよろしくお願いいたします。

次に、審議会の成立についてですが、朝霞市廃棄物減量等推進審議会条例第5条第2項で、「審議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」としております。本日は、巻島委員と平塚委員からご欠席の連絡をいただいておりますので、10人中8人の出席でございますので、会議が成立することをご報告いたします。

続いて、会議資料の確認をさせていただきます。委員の皆さまに事前に送付しております資料は「会議次第」「資料1 市民説明会及びパブリック・コメントの結果報告」「資料2 市民説明会及びパブリック・コメントの意見と対応」「資料3 第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画（最終案）」「資料4 第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画・概要版（最終案）」「資料5 令和6年度朝霞市一般廃棄物処理実施計画（案）」「資料6 ごみ広域処理施設整備事業と今後の予定について」「資料7 朝霞市災害廃棄物処理計画（案）」となります。過不足等ございましたら挙手にてお知らせください。

それでは、朝霞市廃棄物減量等推進審議会条例第5条第1項において、「会長は会議の議長となる」と規定されていますので、以後の議事進行につきましては、松波会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○松波会長

皆さん、おはようございます。それでは、議事を進めさせていただきます。

議題（1）市民説明会及びパブリック・コメント結果報告と（2）ごみ処理基本計画の最終案については、関連があるため一括して事務局から説明をお願いします。

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

○木内資源リサイクル課長補佐兼資源リサイクル係長

資料1をご覧ください。

まず、市民説明会ですが、開催回数は3回、計6人の方にご参加いただき、21件のご意見やご質問等がございました。

次に、パブリック・コメントですが、意見募集を11月21日（火）から12月21日（木）までの31日間行い、1人の方から5件のご意見がございました。

次に、職員コメントですが、11月27日（月）から12月21日（木）までの25日間行い、1人の方から12件のご意見がございました。

市民説明会及びパブリック・コメント結果報告については、以上となります。

○木田資源リサイクル課主幹兼課長補佐

続いて、資料2から資料4までを一括してご説明させていただきます。

基本計画の内容につきましては、これまで何度もご審議いただきました。今回は、市民説明会、パブリック・コメント、職員コメント、そして事務局の方で発見した修正事項等を資料2へまとめていますが、件数が多いため要点をкаいつまんでご説明します。

左端に全体を通しての番号がNo. 1からNo. 47まであります。

No. 3をご覧ください。「前回計画の評価について研究や調査、啓発で実施されていない項目があるが、なぜ実施しなかったのか理由が書かれていない。」というコメントをいただきました。未実施という表記をしていましたが、何もしていない訳ではなく、調査等を少しずつ進めていますので、例えば、このような調査をしましたというように、実施経過の状況を記載するように改めさせていただきました。

No. 5をご覧ください。「通常業務は計画に載せる必要があるのか、疑問に思うところも多くあった。もう少し簡素化できるのではないか。」というコメントをいただきました。通常業務につきましては市がこの施策の全体像を示すことで、ごみ処理事業への理解が深まるものと考えています。一方で、資料編等は、冗長と思われるところも一部ありましたので、冊子として製本する方は簡素化させていただきます。なお、市民アンケート等でのご意見、数値は、貴重な資料ですので、インターネットでは全体を公開することを考えています。

No. 9をご覧ください。「広域処理施設は以前令和10年度稼働と聞いていたが、どうなっているのか。」というコメントをいただきました。入札の手続きが途中で中止されたことを受け、施設の完成が2年延期となり、令和12年度稼働開始を目指すことになっています。これにつきましては、本日、後程の議題で詳しくご説明させていただきます。

No. 13をご覧ください。「基本方針で「3R」（リデュース、リユース、リサイクル）を謳っているが、5R（リフューズ、リペア）まで踏み込んでいただきたかった。リフューズまで意識すればもう少しごみ量を減らせるのではないか。リサイクルプラザで実施している家具販売等はリペアに該当すると思う。」というコメントをいただきました。現在、市の環境基本計画等の関連計画では3Rという表現をしていますので、それらと整合を図るために、この計画でも「3R」としていますが、5

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

Rのうち、リフューズ、リペアについては、市民への意識啓発やリサイクルプラザにおけるリサイクル家具類販売事業等の実施を通じて、実態としては既に取り組んでいます。

No. 30 をご覧ください。「表 2-2-1 中 実施状況の文言修正：「R 2」 → 「令和 2 年」令和を R と略称すると、3 R と間違えやすい。」というコメントをいただきました。表記方法を R 2 から「令和 2 年度」へと修正しました。

No. 34 をご覧ください。「⑦ 3 R 活動の普及啓発【拡大】「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」を削除」というコメントをいただきました。SNS は一般的な言葉になってきましたので、注釈を入れる必要はないのではないかということで削除しました。

それから、事務局の方での修正事項になります。

No. 41～43 をご覧ください。ごみ処理の目標値について、大変申し訳ありませんが、一部、計算に誤りがあり、目標値の一部を修正しています。お手元の資料 4 概要版の 4 ページの一番下、ごみ減量化・資源化目標をご覧ください。令和 15 年度のごみ排出量を 31,881 トンから 31,892 トンに、令和 15 年度のリサイクル率を 40.4 パーセントから 37.7 パーセントに修正いたしました。

それから、前回の審議会でも、令和 10 年度と令和 15 年度のごみ排出量の目標値が同じでよいのかというご意見がございました。それについて、再度、事務局にて検討させていただきましたが、令和 10 年度から令和 15 年度の間、本市の人口は増え続けるという前提があり、人口増の中でもごみ排出量は増やさずとどめるということで、実質的には 1 人 1 日当たりのごみ排出量は減っていくという目標値だにご理解いただければと思います。

資料 2～資料 4 に関しては、修正点を中心に説明をさせていただきました。

○松波会長

ありがとうございました。

ただいまの説明を受けて、ご質問やご意見等がございましたらお願いします。

特に質問やご意見はないでしょうか。

それでは、議題（3）に移らせていただきます。令和 6 年度朝霞市一般廃棄物処理実施計画（案）について、ご説明をお願いします。

○木内資源リサイクル課長補佐兼資源リサイクル係長

それでは、議題（3）令和 6 年度一般廃棄物処理実施計画（案）のうち、資源リサイクル係分の主な取組についてご説明いたします。

資料 5 の 1 ページ～2 ページは、本計画に関連する SDGs について取りまとめた内容でございます。SDGs に関連した主な施策として、食品ロスの削減や 3 R の実践などへの取組を考えております。

次に、3 ページの「1 処理計画量等の見込み」をご覧ください。

ごみの総排出量は、コロナ禍の影響で一旦増加した反動で減少傾向が続いており、令和 6 年度は 35,848 トンと見込んでおります。2 年前の令和 4 年度と比べますと、5 パーセント以上の減少となります。

次に、中間処理後の残渣の処理についてご説明します。

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

3 ページ一番下の表 2-1-3 で、布団・マットレスの処理委託量は 164 トンを見込んでおります。

4 ページの表 2-1-4 では、再資源化処理をまとめており、合計で 8,657 トンを見込んでおります。令和 6 年度から新たに製品プラスチックのマテリアルリサイクルを開始するほか、ペットボトルについても新たなリサイクルへの取組ができるよう検討中でございます。

5 ページの一番上の表 2-1-5 で、焼却灰の再資源化につきましては、合計 2,383 トンを見込んでおります。

次に、その下の表 2-1-6 は、家庭系一般廃棄物の収集見込量で、収集形態は従前と変更ありません。集団資源回収と合わせて合計 28,665 トンの収集を見込んでおります。

6 ページの表 2-1-7 は、事業ごみの見込量で、クリーンセンターへ搬入される量は 7,183 トンを見込んでおります。

7 ページの表 2-1-8 は収集運搬の許可業者です。表 2-1-9 は市外で発生した特定家電を市内の指定引取場所へ運搬することに限定した許可の業者です。表 2-1-10 は処分業の許可業者です。

8 ページの表 2-1-11 から表 2-1-13 は、埋立による最終処分量の見込みで、焼却灰は合計 824 トン、不燃物は合計 110 トン、廃プラスチックの焼却による灰の埋立量は、下の注記に記載しておりますが、24 トンをそれぞれ見込んでおります。

続いて、令和 6 年度の施策や取組についてご説明します。

9 ページの排出抑制計画では、重点施策として、家庭ごみは 11 ページの表 2-2-1 で市民への意識啓発や環境教育の充実、啓発イベントの実施を、事業系ごみは 12 ページの表 2-2-2 で食品ロス削減の推進、事業者への意識啓発を挙げております。

続いて、13 ページの再資源化計画で、家庭ごみの重点施策として、分別の徹底と紙類、プラスチック資源の再資源化の推進を挙げております。

14 ページの表 2-2-3 では、家庭ごみの主な取組をまとめております。分別を徹底して、資源の割合を高めていきたいと考えております。正しい分別は、収集運搬や中間処理の安全確保にもつながりますので、積極的に取り組んでまいります。

15 ページの収集運搬計画では、重点施策として、表 2-2-5 で有害ごみ及び市で処理ができないものの廃棄方法の周知や、収集業者と意見交換の実施を考えております。分別の徹底、安全管理の徹底と、収集業務の向上を重点施策に挙げております。

16 ページの最終処分計画では、ごみの減量化と再資源化を推進し、最終処分場の延命を図ってまいります。

17 ページのごみ処理広域化では、令和 12 年度の新施設稼働に向けた着実な実施や市民への情報発信に取り組んでまいります。

20 ページの表 2-3-2 は、市で処理可能な事業系ごみの例でございます。市ホームページやパンフレット等のご案内のほか、事業所への立入検査時などの機会を通じて周知してまいります。

21 ページの表 3-1-1 は、食品ロス削減に向けた家庭での取組への施策でございます。リサイクルプラザで行っているフードドライブの継続実施や削減方法に関する情報発信を広報あさかや市ホームページ、SNS 等を活用して行ってまいります。

22 ページの表 3-1-2 は、事業系ごみの取組で、担当職員による立入検査時に助言や指導を実施する

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

ほか、飲食店等へ向けて、食べきり運動の啓発に努めてまいります。

23 ページの生活排水処理では、引き続き公共下水道の整備を継続してまいります。その下の、し尿及び浄化槽汚泥の処理では、引き続き、朝霞地区一部事務組合において、収集運搬、中間処理を実施してまいります。

資源リサイクル系の説明は以上となります。

○西田施設管理係長

続きまして、施設管理係関係の主な取組についてご説明いたします。

15 ページの（５）中間処理計画をご覧ください。クリーンセンターの各施設が円滑に稼働できるよう適切に保守を行ってまいります。重点施策として安全・適正な維持管理を挙げており、16 ページの表 2-2-6 では、点検・補修による予防保全の実施、事故ゼロ、計画的な工事の実施、新技術の情報収集などに取り組んでまいります。

17 ページの（８）災害廃棄物処理計画では、災害発生に備えて体制の構築を図ってまいります。18 ページの表 2-2-9 で主な取組として、災害廃棄物処理計画に基づき、被災時の処理体制と支援体制の確保などに取り組んでまいります。

次に 19 ページの「3 その他」をご覧ください。市で収集・処理しないごみを表 2-3-1 に示しております。内容は前年度と変更はございません。充電式の電池が不燃物に混入し、火災が発生する事例が依然として全国で相次いでおります。充電して使うものは、有害ごみとして出していただくよう啓発を続けてまいります。

20 ページの表 2-3-2 と表 2-3-3 では、市で処理を行う事業系一般廃棄物を示しております。内容は前年度と変更はございません。事業系の排出量が増加傾向にありますので、この基準を適切に運用してまいります。

施設管理係については以上です。

○早川リサイクルプラザ所長

続きまして、リサイクルプラザの主な取組についてご説明いたします。

11 ページ表 2-2-1 の「家庭ごみの主な取組」の（ウ）市民への意識啓発の 1 点目「リサイクルプラザの認知度の向上に向けた情報発信や企画の実施、展示物等の検討」でございます。

リサイクルプラザは平成 12 年の開設以来 20 年以上が経過し、これまで多くの皆さまにご利用いただいておりますが、今後もさらにご利用いただけるよう、他の公共施設と連携しての PR や、2 階の展示コーナーの刷新など、努めてまいります。

次に（エ）の 1 点目、「リサイクルプラザ企画運営協議会や民間事業者との協働で講座を実施」でございます。

リサイクルプラザでは、リサイクルプラザ企画運営協議会とともに 3 R の推進等の学習・啓発を目的とした講座を開催しており、令和 5 年度につきましては、8 月、11 月、12 月に講座を開催いたしました。また、来月 18 日には大村商事様のご協力を得て、講座を開催する予定です。今後につきましても、各種講座の開催・運営につきまして、協力・協働してまいります。

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

次に、（カ）再利用の促進の1点目「リサイクル家具類販売事業及びリサイクルショップ事業の実施」でございます。こちらは、従来から行っておりますリサイクル家具の販売とリサイクルショップの運営でございます。

続きまして、同じく（カ）の2点目「スクールグッズシェアリング事業の実施支援」です。これは令和3年度よりリサイクルプラザ企画運営協議会に実施していただいている事業で、文房具や学習参考書など、お子さんの進級・進学に伴い、不要になった学用品をお持ちいただき、必要な方へお渡しする事業です。昨年度、協議会はこの事業により「彩の国埼玉環境大賞奨励賞」を受賞されました。今後もこの事業の発展に向け、PRなど様々な面での実施支援を行ってまいります。

次に、21 ページ表 3-1-1 「家庭ごみの取組」の（ア）のリサイクルプラザでの食品ロス削減事業の実施」です。

こちらは食品ロス削減事業の一環として、ご家庭でご不要な食品をリサイクルプラザでお預かりし、市内3か所の子ども食堂に提供させていただいているものです。今後も引き続き、実施してまいります。

リサイクルプラザにつきましては、以上でございます。

○松波会長

ありがとうございました。

ただいまの説明を受けて、ご質問やご意見等がございましたらお願いします。

○大村委員

2年前はコロナの影響で人数制限やリアル開催が難しかったということもありましたが、今後の環境講座に関しては、講師の方や行政側の問題がなければ、例えば市のホームページでYouTube等の動画を公開して、興味がある人が見られるようにするのもよいと思いますので、ご検討いただくと有り難いです。

○早川リサイクルプラザ所長

確かに、アーカイブで発信できれば非常に良いことだと思います。ただし、もちろん講師の方との交渉もございますが、市の情報管理係にも確認したいと思います。

○原委員

資料5の21ページにフードドライブについて記載されています。資料の訂正ということではなく、参考意見として述べさせていただきます。現在、子ども食堂が市内に5箇所、フードパントリー、フードドライブ等、色々なところで、市民の方が活動されています。フードドライブをリサイクルプラザでやるという表現ですと、市内の大きな動きが分かり難く、リサイクルプラザだけだという捉え方をしている方もいます。身近なところから食品ロスを防ぐためにも、市内の全体的な動きやネットワークが分かるようなPRをしていただけたらと思います。



審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

○木田資源リサイクル課主幹兼課長補佐

この施策に関しては、担当課がいくつかに分かれており、横のつながりが薄かったところがあります。今回、基本計画の方でも食品ロス削減推進計画を作りましたので、市内部の横のつながりを強化し、市民の皆さまに分りやすい形で情報発信できればと考えています。

○河井委員

この基本計画を今後ますます市民の方に知っていただき行動に移してもらうために、実施計画へ第6次基本計画がスタートすることを表現できないものかと思いました。

○木田資源リサイクル課主幹兼課長補佐

大変鋭いご指摘だと思います。資料5の実施計画は、基本計画の下に紐付く毎年の履行状況の確認という位置付けの計画ですので、それが分かるような表現を入れたいと思います。

○松波会長

現在、ごみ問題で話題になっていることは、プラスチックと食品ロスです。食品ロスについては、基本計画も含め十分な内容になっていると思いますが、プラスチックに関して手薄な感じがします。

例えば、実施計画の11ページの家庭ごみの主な取組にプラスチックについて書かれていますが、なぜプラスチックを集めなければいけないかという理由が、第6次基本計画で十分に述べられていない気がします。第6次基本計画の65ページ、(キ)プラスチック資源の再資源化の推進で、「化石資源を主原料とするプラスチック資源の再資源化は、脱炭素社会の実現に資することから、積極的に推進していきます。」と書かれていますが、実際には、マイクロプラスチック、ナノプラスチックという深刻な問題が存在しています。この段階でこれを入れ込むことは難しいと思いますので、実施計画の11ページの(ウ) (エ)の内容に、プラスチック問題の啓発が入ると良いと思います。文言の修正ということではなく、内容として、プラスチックごみの適正な分別・排出やマイバッグ利用促進が、なぜ必要なかという啓発として、マイクロプラスチック、ナノプラスチックという深刻な問題について入れていただけると有り難いです。

実際、最近のニュースで、ペットボトルの水の中にナノプラスチックが大量に入っているという結果も出ており、かなり深刻な問題だと思います。プラスチックの資源化が出てきた背景は、ナノプラスチック、海洋プラスチックに始まり、今や、海だけでなく大気中や土壌中にもプラスチックが大量にストックされ、それが体内に入りつつあるということが一番の問題だと思います。啓発の中で深刻さについて警鐘を鳴らしていただきたい。

○木田資源リサイクル課主幹兼課長補佐

なぜプラスチックの取組が必要かという理由や背景をもう少し丁寧に啓発の中で扱ってはどうかというご意見だと理解しました。施策の展開に当たっては、どういう問題があり、だからプラスチックの収集分別をやっつけていかなければいけないということは意識して取り組んでいきたいと思います。

それから、令和6年度より、衣装ケース、バケツ、洗面器等のプラスチックだけで出来た製品プラ

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

スチックを不燃ごみ等からより分け、プラスチックの原料としてリサイクルするという取組を新たに始める計画です。主に、物流パレット等、あまり色味等が気にならないような製品にリサイクルされるということです。

ペットボトルに関しましても、これまでは容器包装リサイクル協会へ入札ということで出していますが、ペットボトルからペットボトルへの水平リサイクルを、更にきっちりやっていきたいということで、新たなルートが開拓できないものかと準備を進めています。

こうした新たな取組を市民の皆さまへ広報していく中で、今、ご意見をいただいた背景等を丁寧に説明しながら進めていきたいと思えます。

○松波会長

ほかにご意見等がないようでしたら、議題（４）ごみ処理広域化の進捗状況について、ご説明をお願いします。

○朝霞和光資源循環組合飯泉施設課長補佐

皆さん、こんにちは。朝霞和光資源循環組合の飯泉と申します。私からは、朝霞市クリーンセンターと和光市清掃センターの老朽化を受け、共同で建設を予定しているごみ広域処理施設整備事業と今後の予定についてご説明させていただきます。

はじめに、1) ごみ広域処理施設整備事業についてです。

朝霞市と和光市では、現在、ごみ処理施設を単独で保有しごみ処理を行っていますが、両市の施設とも老朽化が進んでいることから、安定的なごみ処理を継続するため、早期の建て替えが必要となっている状況です。ごみ処理施設の共同利用を行うと効率的な施設整備や運営が可能となるため、周辺の自治体においても既に同様の取組が行われている状況で、朝霞市と和光市におきましても、建て替えの話をつきかけとして、平成 30 年 8 月に、ごみ広域処理施設の共同建設について「朝霞市・和光市ごみ広域処理に関する基本合意書」が締結され、ごみ広域処理施設の建設に向けた準備を進めてまいりました。ごみ広域処理施設の建設用地は、埼玉県立和光高等学校北側の新河岸川沿いの農地が広がるエリアにあり、現在、稼働中の和光市清掃センター向かい側の約 2.49 ヘクタールとなっています。現時点で、全ての地権者様と土地の売買契約の締結を交わし、現在、用地の中の 3 事業所において、代替地への移転事業を進めている状況です。

次に、2) ごみ広域処理施設の概要についてです。

配付資料に掲載している左側のイラストは最終的な計画図ではありませんが、高圧送電線による規制や法令等により設置が求められている 25 パーセントの緑化面積、雨水流出抑制施設等の配置を踏まえ、施設整備基本計画の中に掲載しているイメージを参考としてお示ししています。今回、整備を計画している施設は、燃やすごみを対象としたエネルギー回収型廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）と、燃やせないごみや粗大ごみの処理を対象としたマテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）となります。エネルギー回収型廃棄物処理施設では、燃やすごみを焼却処理し、その廃熱を用いた発電により自らの運転電力を賄うほか、余剰電力を売電することで、事業費の抑制に努めます。マテリアルリサイクル推進施設では、燃やせないごみや粗大ごみを破碎・選別し、鉄やアルミなどの有

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

価値を資源化するとともに、残渣類はエネルギー回収型廃棄物処理施設で熱回収します。

また、現在の施設では、搬入車両が敷地内に入れず周辺道路まで渋滞が発生している状況です。新施設では、敷地内の待機動線を十分確保するほか、周辺環境や景観にも配慮した施設とし、来訪者が気軽に立ち寄り、憩えることができるオープンスペースやベンチを設置する計画としています。

次に、3) 事業スケジュールについてです。

はじめに、これまでの計画となりますが、安定的かつ効率的なごみ処理体制の構築を目指し、令和2年5月に策定されましたごみ処理広域化基本構想策定を受けまして、令和2年10月に朝霞和光資源循環組合が設立され、これまでの検討を進めているところでございます。令和2年度から4年度にかけて、建設用地取得事業と並行して、地歴、地質、土壌、測量、生活環境影響調査といった各種調査を実施し、令和4年9月にごみ広域処理施設整備基本計画を策定しました。

令和4年度後半からは、整備運営事業者の選定に向けた準備を行っており、令和5年4月に入札公告を行いました。しかしながら、建設工事価格が上昇していること、下請け企業の確保が困難との理由により、8月に入札参加者より辞退届が提出されたため、入札が中止になりました。

現在は、再公告の実施に向けて、他自治体の落札状況の調査、資材や人件費等の高騰状況の調査、プラントメーカーに対して再度の見積調査を行っているところであり、今後予定価格を再設定し、令和6年4月に再公告を行う予定としています。

また、令和6年4月から原則公共工事に対して現場の週休2日制が導入されることを踏まえ、解体、設計・建設工事期間を当初の4年から5年とし1年延長しています。

従いまして、新ごみ処理施設の稼働年度は、契約締結が1年延長、また、設計・建設工事期間が1年延長となるため、竣工が2年遅れとなり、令和12年度の稼働を目指して事業を進めています。

説明は以上となります。なお、ごみ広域処理施設整備事業については、朝霞和光資源循環組合のホームページでも発信していますので、ご参照いただければと思います。

皆さま方のご指導を賜りながら、また、建設用地周辺の環境にも十分に配慮し、この事業を進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

○松波会長

ありがとうございました。

ただいまの説明を受けて、ご質問やご意見等がございましたらお願いします。

ご意見等がないようでしたら、議題（5）災害廃棄物処理計画について、ご説明をお願いします。

○木田資源リサイクル課主幹兼課長補佐

それでは、資料7、朝霞市災害廃棄物処理計画（案）につきましてご説明します。

実は、現在、この計画の初期対応版があり、既に朝霞市としては災害廃棄物処理計画を持って運用しております。しかし、非常に簡単な内容だったこともあり、実際の災害時に対応が出来るような計画へレベルアップするというで作成しています。なお、これは、市民に対して何か広報するような性質のものではなく、災害発生時に職員がどう動くかという、職員向けのマニュアルという側面が強い計画です。そのため、今回、ご説明はさせていただきますが、参考程度、朝霞市はこう動くのだ

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

などご理解していただければと思います。

それでは、内容をかいつまんでご説明します。

3 ページをご覧ください。計画の背景及び目的になります。下から3行目に、この計画は、策定時点から新施設稼働開始までの令和12年度までの間を対象期間とします、と書いています。といたしますのも、新施設ができると施設処理容量等の条件も変わってきますので、その時点でこの計画は見直しが必要となるため、この計画はそれまでの間の運用となります。

4 ページをご覧ください。災害廃棄物処理計画の体系を国、県、市というレベルで整理しています。災害廃棄物処理計画は、これまでご審議していただいた一般廃棄物処理基本計画や地域防災計画等と密接な関係を持って運用していくものです。それから、大きな災害が発生した時には、災害廃棄物処理実行計画等のような個別の計画を立てて運用していきます。

5 ページをご覧ください。表1-3：想定する災害廃棄物の量は、地域防災計画における朝霞市の被害想定をもとに、災害廃棄物の量を推計したものです。この災害廃棄物の量は、新施設の処理能力の計算にも反映しています。

7 ページ、表1-7：計画の対象とする廃棄物をご覧ください。災害が発生しますと、大きく分けて2種類の廃棄物を処理することになります。一つは、災害によって発生する廃棄物です。例えば、家が壊れた、壁が崩れた等、災害による直接的な被害で発生した廃棄物の処理になります。もう一つは、被災後の生活に伴って発生する廃棄物です。例えば、避難所等で発生するごみの処理になります。この二つを対象とします。

10 ページ、表1-10：災害発生後の行動計画をご覧ください。災害発生時に、職員は具体的にどのようなことをやるのかということ、順を追って記載しています。

13 ページをご覧ください。災害発生時の市の災害対策本部組織図を展開したものです。災害廃棄物の処理に関しては、環境班で事務を進めることになっており、地域防災計画と連動した内容になります。

15 ページをご覧ください。災害廃棄物の処理の担当が、どういう相手とどういう情報のやり取りをするのか、どういう情報を収集し発信するのかをまとめています。

19 ページ、表2-11：災害廃棄物処理に関する支援協定等をご覧ください。災害に関しては、色々な団体と色々な協定を締結していますが、こちらは、災害廃棄物の処理に関してまとめたものです。例えば、一番上の埼玉県清掃行政研究協議会は、県内の自治体や一部事務組合の清掃行政の担当者が集まる場です。こちらで災害廃棄物の処理に関する相互支援の協定を結んでおり、ここを通して災害支援を要請していくことが想定されます。

30 ページをご覧ください。災害廃棄物の仮置場について記載しています。過去の事例では、災害廃棄物の仮置場の前に長蛇の列が出来ているというような状況もあります。市民生活再建の第一歩は、仮置場の維持管理になってくるかと思えます。表3-19では、仮置場の必要面積を算定しています。表3-2では、仮置場の候補地ということで、実際に使えそうなところを選んでいきます。ただし、これはあくまでも候補地であり、災害発生時に、この中から選んでいくこととなります。

32 ページをご覧ください。図3-23に仮置場平面図の例を挙げています。災害廃棄物とはいえ、分別処理をすることになりますので、分別をしながら降ろしていくことを想定しています。先程のお話

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

のように仮置場の前に長蛇の列が出来てしまわないよう、例えば、1種類のみ分別済のごみを持参した人には、ファストレーンのようなところを設定する等、運営上の留意事項を記載しています。事前に分別して持参していただくことを徹底することによって、仮置場の混雑を回避できるのではないかという考え方を示しています。

40 ページ、し尿処理をご覧ください。能登でも、トイレの問題が非常にクローズアップされています。災害発生時にどれ位の人がトイレを利用するかという推計がされており、それをもとに、1日あたりし尿発生量を43,575リットルと推計しています。そこから、仮設トイレ必要設置数を257基、それを収集運搬するバキューム車必要台数6台と推計しています。今後は、この数字をどうやって満足していくのかという方法論を考えていくことになります。

災害廃棄物処理計画（案）についての説明は以上となります。

○松波会長

ありがとうございました。

ただいまの説明を受けて、ご質問やご意見等がございましたらお願いします。

○河井委員

毎年、どこでも災害が起こっていて、私ども全国都市清掃会議でも、令和5年度は秋田、今も能登の支援をさせていただいています。私どもがやるというよりは、会員都市の皆さんに支援をお願いしています。どうしても災害が起こった年は、色々な業務に終わってしまうので、災害廃棄物の処理まで行きつかないというところが正直なところだそうです。まず、市民の方の健康とかが第一ですので、なかなか災害廃棄物の処理まで回ってこないということがあります。ただ、やはりこの計画を作ることによって、日頃からのいざという時の備えが非常に大きいので、色々な市町村の関係者の方にも必ず作って欲しいとお願いしています。作る人員がいらないため作っていない都市もありますが、今回、このように作っていただき、非常に有り難いです。やはり、いざという時のためには、これを作っただけではなく、職員がいかに理解するかだと私は思っています。1年に1回程度は、皆さんで話し合いや訓練をするのが、日頃の備えなのかなと思います。せっかく、このような良いものを作っていたので、市として上手に活用していただければと思います。

○木田資源リサイクル課主幹兼課長補佐

まさにおっしゃるとおりで、職員に対してこの計画をいかに浸透させていくかが重要だと思います。いざ発災した時には、体が自然に動くような体制を常日頃から持つことが大切だと思います。この計画の運用に当たっては参考にさせていただき、日頃の訓練等も怠らないようにしていきたいと思います。

○大村委員

40 ページのし尿処理について情報を共有したいと思います。東日本大震災の3年位後に視察研修で、石巻のし尿処理場の職員さんの話をうかがいました。仮設トイレの容量は限られていますので、

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

道路の状況がよければ、汲み取りも出来ますし、仮設トイレも安定的に機能しますが、例えば、道路が寸断されたような状況になると、行きたくても行けないということが起きるとのお話でした。東日本大震災の際には、避難所までの道路が何日か使えず、仮設トイレの運搬が出来なかったということでした。でも、もし避難所に浄化槽がある場合、モーターが動いてプールの水等があれば、浄化槽は機能するため、既存のトイレを使うことが出来るそうです。その方は、学校が理想だとおっしゃっていました。学校はプールがあるケースが多く、そこに水が溜まっていれば、水栓トイレの水をバケツで流すことができます。浄化槽の電気は必要になりますが、発電機があればモーターが動くので、そうすると、3ヶ月から半年位は、汲み取りのバキュームカーが来なくても運用できるのではないかとということでした。また、インターネットで調べたところ、環境省のホームページにも浄化槽が災害に強いという情報があり、ひと昔前と違いまして、都市部は下水を汚水にすべきだという流れもありましたが、今は一部、浄化槽が見直されているのかなと思いました。今後の中長期の計画の中で避難所になるところは、状況が許せば、仮設トイレも結構なのですが、浄化槽を作っておくということも大事なかなと思いました。また、万が一、仮設トイレで汲み取りが出来ないことを想定して、使い捨ての袋も常備しておくといいと思いました。

○木田資源リサイクル課主幹兼課長補佐

今まさに能登の方でも道路啓開ということで、し尿の収集だけでなく全てが遅れているという現状が伝えられています。収集がうまく出来ない状況を想定し、今ご紹介いただいたような浄化槽の活用や袋の用意、実際の施策の運営に当たっては、ぜひ参考にしていきたいと思います。

○松波会長

説明の中でもありましたとおり、災害の状況によって柔軟な対応が必要だと思います。30 ページの仮置場の候補地を見ますと、こういった場所は、仮置場の候補地であると共に、住民の避難場所となることも考えられますので、31 ページの表のように、事前に優先順位の評価項目を想定しておくことが必要だと思います。この計画では、その点をやられているので、非常によいと思います。

それから、温暖化と共に、年々、災害が発生する確率が上がっている中で、多くの他自治体の災害廃棄物処理計画は、風水害ではなく地震災害を中心に考えられています。ですが、朝霞の場合は、風水害や、さらに火山についても想定されており、よく出来ているなど感心しました。

○木田資源リサイクル課主幹兼課長補佐

仮置場の候補地としている場所は、地域防災計画でも避難所やヘリコプターの発着所等、他の用途も想定されており、災害廃棄物専用の場所は一つとしてございません。仮置場の選定に当たっては、優先順位等でかなりの困難が予想されると思っています。実は、まだここに書ける段階ではないのですが、ごみ処理の広域化が進んでいきますと、現在のクリーンセンターの解体が可能になりますので、一定の面積が確保できるような計画にはなっています。時期的には少し後になりますが、クリーンセンターの敷地は第一候補地になると思います。

それから、色々な想定をしているというお話をいただきました。今回の計画では、地震の想定が中

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

心にはなっていますが、朝霞では、風水害の方が発生頻度が高く、毎年のように大雨やゲリラ豪雨等で浸水被害も発生していますので、こちらも意識した作りにはしています。特に浸水被害は局所的になりがちで、被害を受けた場所と仮置場の位置関係も重要になってきます。そういう意味でも、実際の発災時に仮置場を選ぶという計画にしています。

○松波会長

ほかにご意見等がないようでしたら、議題（6）その他について、ご説明をお願いします。

○新川資源リサイクル係主査

事務局から2点ほど事務連絡がございます。

1点目は、次回の審議会の開催についてです。次回は、5月頃を予定しております。日時や場所など詳細につきましては、改めて事務局からご連絡をさせていただきます。

2点目は、審議会の会議録についてです。これまでどおり事務局にて全文記録として作成し、会長による内容確認が終了後、確定とさせていただきますのでよろしくお願いたします。

また、会議録は内容が確定次第、委員の皆さまにお送りさせていただきます。

事務局からは以上です。

○松波会長

ありがとうございました。

では、本日の会議全体を通して、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

それでは本日の議題は、すべて終了いたしましたので、事務局へお返しします。

○木田資源リサイクル課主幹兼課長補佐

委員の皆さまには2年間に渡り、一般廃棄物処理基本計画の策定にご尽力いただきまして、ありがとうございました。この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

計画につきましては、今後、市内部の処理を進めまして、3月末頃に発行できる予定です。

以上をもちまして、令和5年度第4回朝霞市廃棄物減量等推進審議会を閉会します。本日はどうもありがとうございました。